

鳥取県立中央病院院内保育所設置運営規程をここに公布する。

平成24年12月28日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

## 鳥取県病院局管理規程第4号

### 鳥取県立中央病院院内保育所設置運営規程

鳥取県立中央病院院内保育施設設置運営規程（平成21年鳥取県病院局管理規程第1号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 鳥取県立中央病院（以下「病院」という。）に勤務する職員の確保及び定着を図り、病院事業を健全に運営するため、病院に児童の保育を行うための施設（以下「院内保育所」という。）を置く。

2 院内保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鳥取県立中央病院院内保育所	鳥取市江津730番地

（保育の種類）

第2条 院内保育所においては、次に掲げる保育を行う。

- 通常保育（第3号及び第4号に掲げる保育以外の保育であって、午前7時30分から午後7時まで（病院の院長（以下「院長」という。）が必要と認めたときは、午後9時まで延長できるものとする。）の間に実施されるものをいう。以下同じ。）
- 夜間保育（次号及び第4号に掲げる保育以外の保育であって、午後9時から翌日の午前7時30分までの間に実施されるものをいう。以下同じ。）
- 一時保育（一時的な事情により保育が必要となった児童について通常保育が行われている時間に実施される保育をいう。以下同じ。）
- 病児病後児保育（病気の回復期等にある児童について通常保育が行われている時間に実施される保育をいう。以下同じ。）

（保育の対象）

第3条 院内保育所において保育を行う児童は、病院に勤務する職員の子のうち、次の各号に掲げる保育の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める子とする。

- 病児病後児保育以外の保育 生後57日から小学校就学の始期に達する日までの間にある子
- 病児病後児保育 生後57日から小学校第3学年を修了する日までの間にある子

2 前項の規定にかかわらず、院内保育所の定員に余裕があるときは、鳥取県病院局総務課に勤務する職員の子のうち、同項各号に掲げる保育の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める子について保育を実施することができる。

（定員）

第4条 院内保育所の定員は、病児病後児保育以外の保育にあつては15名と、病児病後児保育にあつては4名とする。

（開所日）

第5条 院内保育所の開所日は、1月4日から12月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とする。ただし、院長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

（利用手続）

第6条 院内保育所を利用しようとする職員は、次の各号に掲げる保育の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限内に、院長が別に定める利用申込書を院長に提出しなければならない。ただし、一時保育を利用する場合であつて、やむを得ない事情があると院長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 通常保育及び夜間保育（以下「月極保育」という。） 利用しようとする日の属する月の前月の25日まで
  - (2) 一時保育 利用しようとする日の前日まで
  - (3) 病児病後児保育 利用しようとする日の午前8時30分まで
- 2 一時保育又は病児病後児保育を利用しようとする職員は、あらかじめ、院長に利用の登録の申請をしなければならない。
  - 3 院長は、前項の規定による申請があったときは、別に定めるところにより保育を行う子ごとに利用の登録を行い、当該申請をした職員に通知するものとする。

(利用の決定)

第7条 院長は、前条第1項の規定により利用申込書の提出があったときは、利用の可否を決定し、当該申込書を提出した職員に通知するものとする。

2 院長は、院内保育所の利用の申込みに係る子が次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める事由のいずれかに該当するときは、当該利用申込みに係る利用を拒否することができる。

(1) 月極保育

- ア 疾病、身体虚弱、精神障害等により、保育が困難であると認められるとき。
- イ 伝染性の疾患を有するとき、又はそのおそれがあるとき。
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、保育上支障があると認められるとき。

(2) 一時保育

- ア 前条第3項の規定による利用の登録がされていないとき。
- イ 前号アからウまでに掲げる事由に該当するとき。

(3) 病児病後児保育

- ア 前条第3項の規定による利用の登録がされていないとき。
- イ 第1号ア又はウに掲げる事由に該当するとき。

(利用の中止)

第8条 院長は、院内保育所で保育している子が前条第2項各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該子の保育を中止することができる。

2 月極保育を利用する職員は、院内保育所の利用を止めようとするときは、止める予定の日の1月前までに、院長が別に定める退所届を院長に提出しなければならない。ただし、院長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(保育料)

第9条 院内保育所を利用する職員（以下「利用者」という。）は、別表に定める保育料を支払わなければならない。

2 院長は、月極保育の保育料については院内保育所を利用する月の、一時保育又は病児病後児保育の保育料については院内保育所を利用する月の翌月の利用者の給与から控除するものとする。ただし、やむを得ない理由により月極保育の保育料を院内保育所を利用する月の利用者の給与から控除することができない場合は、その翌月の給与から控除することができる。

3 院内保育所を利用する月の翌月の利用者の給与から保育料を控除することができなかつたときは、院長が発行する納入通知書により指定する日までに利用者が保育料を納付しなければならない。

(運営の委託)

第10条 院長は、院内保育所の運営の業務を適当と認める者に委託するものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、院内保育所の運営に関し必要な事項は、院長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に行われた院内保育施設の利用に係る保育料及び材料代については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 院内保育所の利用手続その他必要な準備行為は、この規程の施行前においても行うことができる。

別表（第9条関係）

区分	単位	保育料の額
月極保育	1人1月につき	30,000円（2人以上の子を同時に利用させている場合における2人目以降については、10,000円）
一時保育	1人1回につき	1,500円
病児病後児保育（通常保育を受けている子を保育する場合を除く。）		